千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和4年8月29日~令和5年1月11日

2 受審事業者情報

(1)基本情報

名	称	AIAI NURSERY 菅野駅前						
(フリ	Jガナ) <u></u>		アイアイフ	ナーサリー スガ	ンエキマエ			
교육 2	左 ##1	〒272-	-0031					
<i>P)</i> 1	在地	千葉県市川市平田二丁目11番16号						
交 通	手段	京成電鉄菅野駅より徒歩1分						
電	話	04	7-312-6515	FAX	047-312-6516			
ホーム	ムページ	https://nursery.aiai-cc.co.jp/facility/suganoekimae/						
経営	法人	AIAI CH	HLD CARE 株式会	社				
開設	年月日	2019/12/1						
併設しているサービス				延長保育 Oi	歲児保育			

(2) サービス内容

	I									
対象地域	千葉県市川市									
1	O歳児 1歳児		2歳児	3歳児	4歳児	5歳!	見 合計	-		
定員	6	10	11	11	11	11	60			
敷地面積	5	19.67r	ή	保	育面積		387.09m²			
保育内容	② 歳児倪	宣	障害児假	F	延長保	ĵ	夜間	夜間保育		
休月四台	休日保	育	病後児保育		一時保	育	子育	子育て支援		
健康管理	東管理			嘱託医による健診年2回						
食事	業者委託献立による自園調理									
利用時間		7:30~19:30								
休日			日曜•	祝日 ・ 1	2月29日	∃~1,	月3日			
地域との交流	保育体験会・子育て相談会									
保護者会活動				年2	2回実施					

(3) 職員(スタッフ) 体制

職員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備考
脚 貝	11	10	21	育児休職職員 2
	保育士(幼稚園教諭含む	看護師	栄養士	
	14		2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
 専門職員数	0	1	2	
子门城兵数				

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市こども政策部こども施設入園課へ申込み				
申請窓口開設時間		8:45~17:15			
申請時注意事項	市川市民の方が市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は提出された書類の確認(希望市区町村への問合せ)と保護者への伝達不足書類の再提出等を円滑に行えるよう可能な限り窓口で申込み。				
サービス決定までの時間	4月入園の場合12月1日〜28日申し込み2月決定				
入所相談	施設見学実施随時				
利用代金	各自				
食事代金	3歳児以上副食費4500円				
苦情対応	窓口設置	あり			
יטי/ ניי פון כו	第三者委員の設置	橋本 雅子			

サービス方針(理念・基本方針)	-人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに、喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること
特 徴	特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。随時弊社本部にて、全社員を対象にした共通研修及びeラーニングを受講するとともに、職種・役職・担当年齢・プログラム等に基づき定められた分野別研修を受講します。また、必要に応じて外部研修を受講するとともに、その内容を施設の内部研修として共有する。
利用(希望)者 へのPR	1 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての利用子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市区町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

子どもが健やかに成長できる環境と支援

保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を掲げており、保護者と保育者二つの愛(園の名前の由来となっている)を受け、日々笑顔でのびのび過ごし、豊かで楽しい経験を通して健やかに成長できる支援が目指されている。保育目標である「人間関係の向上/社会力の育成」「精神衛生の向上/養護力の育成」「身体機能の向上/人間力の育成」が養われる保育が展開されている。また、子どもたちが「もう一つの家」として安心して過ごせる生活環境の設定、子どもの興味・関心に応える教育機会の提供に取り組んでいる。

人材育成のための研修制度が充実している

法人の経営理念として「夢に向かって成長しつづけよう」を掲げ、施設長を対象とした目標会議があるほか、個人別のキャリアアップ研修や階層別研修などのほかに、新任の保育士に対して教育担当者による定期ミーティングも用意されており、職員一人ひとりが夢の実現に向けて成長することに取り組んでいる。保育理念をもとにした行動レベルでの保育の質の向上に向けた毎月の振り返りがあるほか、目標に対して取り組みを振り返る面談を3か月ごとに実施している。また、PIQ選抜メンバーが習得した専門性を各施設で伝達することで、グループ園全体の質の向上が図られている。

アクティブラーニングの取り組み

子ども達が遊びや生活を通しての学びを経験できるよう、身体機能の向上及び人間力の育成を達成するための運動プログラムとして『なないろキッズ体操』を実施しているほか、映像講座プログラムとして専門講師による英語との触れあいの時間も日常の保育に取り入れている。また、就学前能動的学習の取り組みとして、楽しみながら学べるIQ(いっきゅう)パズルという教材を用意して、数量や図形・標識・文字などへの関心・感覚を身につける取り組みを行っている。子どもの成長・発達に合わせて、幼少期からの経験・体験を充実させることで、「生きる力と考える力」の基礎を培うことが出来るように力を入れて取り組んでいる。

保育の計画に対して組織的な取り組みが行われている

「全体的な計画」は、保育所保育指針の内容や、保育理念・発達過程などを基に法人が作成している。園では全体的な計画をもとに、地域環境や家庭の状況等をふまえた年齢別の年間カリキュラム、月案、週案などを計画が連動する形で作成し、職員会議を通じて全職員に周知しながら、保育サービスを提供している。月案や週案は、職員会議等を通じて定期的に評価・反省を行い、次月・次週の計画に内容を反映している。今年度の園全体の目標として、一つは、月に1回カンファレンスを行い、子どもの育ちを共有し、子どもの良い所を皆で育て合うことに取り組んでいる。

ヒヤリハットに対する意識向上に努めている

重大な事故やケガにつながらなかったものの、明らかに危険であると感じたことを、ヒヤリハット報告書として積極的に出すことにより、事故に発展する可能性がある場所の把握と点検が必要な項目の洗い出しを行う取り組みがなされている。これまでも、ヒヤリハット報告書の提出はなされてきたが、近年報道されている事故を契機に、週に1回全員がヒヤリハットを出し合い、子どもの特性を十分に理解したうえで、職員同士が皆で考えて共有し、子どもの危険を予測し事故を未然に防ぐことに取り組んでいる。これによって職員自身の意識向上を図るほか、安全面の強化に繋がっている。

さらに取り組みが望まれるところ

人材の確保・定着に向けた更なる取り組みが期待される

保育人材の不足が深刻化している状況ではあるが、法人の規模やインターネットやSNS等も活用した広報力を活かして、法人の理念に共感できる保育人材を全国から獲得している。また、専門性の高い保育人材を育成するためのライセンス制度も整備されている。しかしながら、安定的に質の高い保育を提供していくためには若干のゆとりある職員体制は不可欠であり、保育理念にある「笑顔と元気があふれた園」として期待されるように、人材の確保・定着に向けた更なる取り組みが望まれる。

地域との連携を強化し子どもの可能性を広げる取り組みが期待される

地域の子育て世帯の方が幅広く参加できる「保育体験・子育て相談会」を定期的に開催し、ふれあい遊びや製作活動を通じて園の設備や特徴的な保育を体験したり、子育てに関する悩みへの相談に応じることで、地域における子育て支援を行っている。日常的な地域との関わりとしては、お散歩時に近隣住民の方々と挨拶を交わしたりするほか、年長児が近隣小学校に見学に行ったりして、積極的に小学校と連携を図っている。また、公共交通機関等を利用した社会体験を実施しており、子どもたちが行きたい場所を話しあいの中で決め、友だちとの想い出作りの機会としている。新型コロナの終息後を見据え、子どもたちの交流や体験の幅を広げる取り組みを行う方向性であるとのことである。更なる地域との連携強化により、子どもの可能性を一層広げていける取り組みが期待される。

保護者との更なる連携強化に向けた取り組みが待たれる

子どもの成長記録を保護者と共有する「AIAIレポート」の定期的な配付や、アプリのチャット機能を活用した日々の連絡、各種お便りの発行、ブログによる園の様子の発信等を通じて、保護者と連携した保育の実践が目指されている。また、保育参加や懇談会、個人面談なども、定期的に開催しており、連携を強化する仕組みがある。しかしながら、保護者アンケートの中で「園と家庭の連携」や「保育園に相談しやすいか」などの項目において更なる希望があることから、保護者との信頼関係の構築のためにも、各種企画の目的設定の見直しや、相談窓口の周知方法の工夫を行うなど、お互い構えることなく気軽に相談できる仕組みづくりに向けた取り組みが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

評価を受けまして、今後も職員の質の向上のため内部・外部研修に参加受講出来るように計画を 立てて参ります。

また,地域との連携が図れるように、地域で実施される行事の把握を行い参加し交流を深めたいと 存じます。

引き続き保護者の皆様との信頼関係を築けるように、ご意見を真摯に受け止め改善できるように 努めてまいります。

お子様の成長を保護者の皆様と一緒に喜び分かち合い、安心安全に過ごせるように心掛け、保 育して参りたいと存じます。

福祉サービス第三者評価項目(保育所等)の評価結果							項目
大項目		中項目	小項目		項目	標準	·垻日 □未実施数
	1	理念·基本方針	理念・基本方針の確立	1	理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
1=	2	計画の策定	事業計画と重要課題の	3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
福祉サ		可圖切來是	明確化	4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
Í Ľ			計画の適正な策定	5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
スの基	3	管理者の責任 とリーダーシッ プ	管理者のリーダーシップ	6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
1 本	4		人事管理体制の整備	7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
針と組		成		8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
織運営			職員の就業への配慮	9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。 また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体 制整備	10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画 を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
	1	利用者本位の 保育	利用者尊重の明示	11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、 子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
				12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			利用者満足の向上	13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			利用者意見の表明	14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2	教育及び保育 の質の確保	教育及び保育の質の向 上への取り組み	15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し 改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等 を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを 行っている。	4	0
	3	教育及び保育 の開始・継続	教育及び保育の適切な 開始	17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
適				18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を 利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
切な短	4	子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19	が適切に編成されている。	4	0
祖祉サ				20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
Ⅱ				21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
スの				22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされて いる。	4	0
実施				23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
			7181 option	26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			子どもの健康支援	27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康 増進に努めている。	4	0
			食育の推進	_	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<u>3</u> 5	0
	5	安全管理	環境と衛生	_	食育の推進に努めている。 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
			事故対策		事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
			災害対策	32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われ ている。	5	0
	6	地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0
					計	136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。

(評価コメント)

理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しており、経営理念のもと行動指針や社訓、保育理念からも目指す方向や使命が読み取れる内容となっている。向上目標・育成目標には人権擁護や自立支援の精神が盛り込まれている。保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながれらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げ、子ども達を「未来の力」と位置づけ、将来社会に貢献し活躍できる存在となる為に、「・周りの人と関係を築く・周りの人の力になれる・周りの人に応援される」を保育方針とし取り組んでいる。子どもにとってもう一つの家になるように、子ども一人ひとりの要求に耳を傾け、寄り添っていく願いが込められている。

2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。

- ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。
- ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。
- ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。

(評価コメント)

法人独自で作成した「社史」や「就労の心得」を全職員に配付しており、新規採用者の研修なかで理念・方針についての詳しい説明が行われている。理念や方針は、朝礼で唱和をし、言葉にすることで意識し、何かあった時には振り返れるように園のエントランスに掲示している。また、理念や方針を「理念の因数分解」をいう呼び方で、職員全員で言葉の意味を深掘りし、解釈を行うことを通して共有している。行動レベルとして今後の業務でどのように活かすのかを考え、実行後の振り返りを行い、理念に基づいた保育が実現できるように努めている。

3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。

- ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。
- ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。
- ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。

(評価コメント)

利用者への理念や保育方針の理解浸透に向けて、園見学の際にはリーフレットを使用し理念・方針の説明を行っている。入園前の全体説明会では、具体的な内容を入園案内のパンフレットや重要事項説明書を基に改めて説明し、その後に行う個人面談の中では一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答え、周知をはかっている。園だより・ホームページ等では、日常の保育に理念や保育方針をどのような形で取り入れているかを伝えるとともに、毎日更新されているブログでは保育活動や日常の子ども達の様子を報告している。年に2回配布する「AIAIレポート」では、子ども一人ひとりに応じた保育目標に基づいて支援の方法や結果を記載することで、園の方針や取り組みを周知している。

4 事業計画が適切に策定され、計画達成の ため組織的に取り組んでいる。

- ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。
- ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。
- ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。
- ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。
- ■現状の反省から重要課題が明確にされている。
- ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。

(評価コメント)

首都圏・大阪でグループ園を展開している法人であり、事業計画は本部で作成されたものを基に、施設長が園の状況や環境・職員の意向などを加味し現状に沿った内容のものを作成している。また、運営委員会にて保護者代表2名と第三者評価委員1名に確認・了承を貰っている。長期的計画や短期的計画を全職員で共通認識し、PDCAサイクルの一連の流れを繰り返し行い、保育の質の向上に努めている。また、園運営の基盤となる人材の確保・育成について取り組んでおり、職員一人ひとりに保育向上管理担当を割り振り、それぞれが責任を持って担当業務を遂行できるようにしている。

事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。

- ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。
- ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順
- に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

(評価コメント)

千葉県で最多の施設運営を行っている法人であり、運営体制として本社に保育事業本部が置かれている。施設長を対象とした法人の会議(全施設・千葉エリアの月2回実施)にて、法人全体の動向を把握するほか、重要な方針が決定された際は、会議の過程や決定事項が、全職員に理解出来るよう、その都度報告・連絡を行い周知が図られている。また、円滑な園運営に向けて、本部の担当者が年に一回園を訪問し、整備すべき書類の確認、保育状況や保育環境等を、チェックリストを用いて監査している。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。なお、職員会議はファシリテーター(施設長)が進行し、参加者の合意形成や相互理解を促進させるようにしている。

■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。

■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしてい

- ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。
- ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。
- ■評価が公平に出来るように工夫をしている。

(評価コメント)

毎月の職員会議のほか、カンファレンス会議、リーダー会議などを行うことで、保育に対する各クラスの要望や提案を聞く機会を設けている。また、保育の様子を動画に撮りカンファレンスを行うことで自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。行事、業務を職員での役割分担をし、役割を果たすことで園全体の業務の把握や質の向上を目指している。実行計画は施設長を含む全体で評価・反省を行い課題の改善に努めている。

研修については個人別育成計画をもとに個々の希望に沿った研修を受けられるよう支援しているほか、市からの研修案内等のバックアップがあり、該当する職員が研修に参加している。職場の人間関係の状況の把握にも努め、働きやすい職場づくり、得意な分野を活かせるような仕組みづくりに取り組んでいる。職員の評価も一定の基準を設けて公平に行っている。

全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。

理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐 等に取り組み指導力を発揮している。

- ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。
- ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。
- ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。

(評価コメント)

新入職員を対象としたスタートアップ研修が実施されており、保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修等を行っている。職員には行動指針や倫理・道徳などについて記載されているマニュアル本「経験年数に応じた教科書」と手帳型の「社史」、全国保育士会倫理網領を配布しているほか、毎年、コンプライアンス研修を職員全員が受講し、意識を高め法令遵守と倫理に関し周知を徹底している。研修の最後にはテストがあり、合格できるまで行うことにより、再確認出来ている。また、人権擁護のためのセルフチェックなどを実施している。法人には「コンプライアンス違反通報窓口」が設置されており、匿名でも相談できるようになっている。

人事方針を策定し、人事を計画的・組織 8 的に行い、職員評価が客観的な基準に基 づいて行われている。

- ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。
- ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。
- ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。
- ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。

(評価コメント)

法人で人事方針を策定し、キャリアパスフレーム(職能等級表)や共通基礎課程という人材育成の計画が明確にされており、eラーニングで受講する事になっている。ほかにもそれぞれのキャリアにあわせた研修制度が充実している。人事考課については職員面談の際に、自己評価の内容と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、職員に対して説明責任を果たしている。職員の異動・配置等については、本人の意向を調査したうえで、本部が計画的に進める体制となっている。

事業所の就業関係の改善課題について、 職員(委託業者を含む)などの現場の意見 を幹部職員が把握し改善している。また、 福利厚生に積極的に取り組んでいる。 ■職員の希望

- ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。
- ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て 実行している。
- ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。
- ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。

(評価コメント)

職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、各保育所の事務的な負担を軽減している。勤務体制はシフト制となっているほか、勤務状況については施設長が毎月法人労務課へ報告している。時間外勤務などが多い、気になる職員には抱えている仕事をヒアリングし、事務時間の確保等を行っている。有給休暇の取得については職員の希望日でまんべんなく消化できるよう努めており、職員配置に問題がないことを確認して施設長が承認している。また、働きやすさや働きがいについて相談しやすい環境づくりを心がけており、3か月に1度施設長と全職員の10n1ミーティングを実施している。新卒の職員には専属の先輩職員を共育係として配置し、相談しやすい環境で定期的に面談を行っている。

職員の教育・研修に関する基本方針が明 10 示され、研修計画を立て人材育成に取り 組んでいる。

- ■中長期の人材育成計画がある。
- ■職種別、役割別に能力基準を明示している。
- ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。
- ■個別育成計画・目標を明確にしている。
- ■OJTの仕組みを明確にしている。

(評価コメント)

職員一人ひとりにキャリアアップのための個人別育成計画が作成されており、それを基に年度単位の研修計画が立てられ、研修に参加しスキルアップを図る機会が設けられている。さらに、法人で必要と考えるスキルが身につくよう、年間で計画された内容をe-ラーニングで学べる環境となっている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、新卒社員の一人ひとりに対して先輩社員を専任の教育担当者として位置づけ、きめ細かく指導・育成する環境を整備している。定期的なミーティング(1on1)を実施しながら仕事における問題解決のサポートだけでなく、仕事以外の相談事や悩みも共有し、社会人一年目のハードルを乗り越えると共に、新卒社員・教育担当両方の成長・質の向上に繋げている。

全職員を対象とした権利擁護に関する研 11 修を行い、子どもの権利を守り、個人の意 思を尊重している。

- ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。
- ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。
- ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。
- ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。

(評価コメント)

保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益に配慮した保育環境を提供することとし、職員は法の基本方針や児童権利宣言についての外部研修を受講している。日常の援助では子どもの基本的人権を尊重することを伝えるほか、子どもの気持ちに寄り添い、思いや欲求を満たすよう、施設長が現場に入って実践を通じて職員に伝えている。職員の保育の振り返りはビデオカンファレンスを行い、客観的な視点で改善点を明確にしている。また、虐待となる行為についてマニュアルで詳しく説明している。職員は虐待チェックシートによって定期的に自身の保育について振り返りを行っている。また、家庭での虐待の疑いがある際は記録を取り、関係機関と連携しながら対応する体制が整えられている。

12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。

- ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業 所等内に掲示し実行している。
- ■個人情報の利用目的を明示している。
- ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。
- ■職員(実習生、ボランテイア含む)に研修等により周知徹底している。

(評価コメント)

個人情報保護規定を定め、保護者には入園案内・重要事項説明書にて、個人情報の使用目的と保護者の同意を得ずに第三者に提供しないこと等を記述し、入園説明会の際に口頭でも説明をして同意を得ている。更に園だよりなどにも掲載する事で周知を図っている。また、ブログ等に掲載する写真についても入所時に説明を行い、必ず承諾を得るようにしている。職員に対しても、スタートアップ研修でコンプライアンス研修を行い、理解浸透に取り組んでいるほか、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底が図られている。実習生やボランティアに関しても、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行い承諾書の提出をして頂いている。

13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。

- ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。
- ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。
- ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。
- ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。

(評価コメント)

保護者参加の行事後(運動会、夏祭り、卒園式等)、保育園利用全体のアンケート調査を実施しており、意見を集計して主だった 意見に対する回答を伝えているほか、次年度の活動に活かしている。保護者・施設長・第三者により運営委員会を開催し、保護者 の意見を取り入れ運営に活かしている。また、保護者会・保育参観では多くの保護者が参加しており、日常的な保育の取り組みを 見てもらうだけでなく、子どもと一緒に活動する保育参加の機会にもなっている。日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にし て、登降園時には施設長も出来るだけ対応に当たり、担任以外の保育士も積極的に声をかけるよう努めている。

14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。

- ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明 し周知徹底を図っている。
- ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。
- ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している
- ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。

(評価コメント)

苦情解決制度を導入しており、施設長を苦情解決責任者、主任保育士・各担任保育士を苦情受付担当者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員も設置している。周知については、入園案内・重要事項説明書をもとに口頭にて丁寧な説明をしている。玄関にも掲示し、エントランスにご意見ボックス設置している。本部に相談窓口を設け、保護者がいつでも連絡できるよう法人宛の葉書の配付も行われている。苦情が発生した際は、法人のグループネットワークを通じて共有を図り、改善に向けて対して全職員に周知して対応を行っている。

教育及び保育内容について、自己評価を 行い課題発見し改善に努め、教育及び保 育の質の向上を図っている。

- ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。
- ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。
- ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を 果たしている。

(評価コメント)

提供している保育が、より質の高いものになるようにするために年に2回法人作成の自己評価シートを実施するほか、法人内監査での評価を行い、課題となる部分については改善に努めている。また、保育理念をもとに行動レベルでの保育の質の向上計画の毎月の振り返りと目標に対しての取り組みを振り返る面談を3か月ごとに実施している。第三者評価は今年度初回の受審となり現在のところ公表には至っていないが今年度の結果は公表予定である。

提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。

- ■業務の基本や手順が明確になっている。
- ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。
- ■マニュアル見直しを定期的に実施している。
- ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。

(評価コメント)

日常の保育業務、職場のルールなどが明確に示されているマニュアルを職員全員が手に取りやすい場所に置いてあり、現場の状況や季節に合わせて必要なマニュアルは読み返し、実際の保育に不安なく当たることが出来るようにしている。日常の業務においてわからない事項があった場合にも、マニュアルに記載されている内容を確認する等の活用が図られている。園独自のルールは年度初めのオリエンテーションで読み合わせ周知し、職員の参画の下、必要に応じて、改善・追加している。また、マニュアルは法人全体で作成されるが定期的な見直しの際には、現場の声を施設長が法人に届ける方法がとられている。マニュアルの内容によっては現場の施設長等が原案を作り、グループ園全施設長から意見を出してもらって内容に反映させている。

17 保育所等利用に関する問合せや見学に 対応している。

- ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。
- ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。

(評価コメント)

園情報については、法人のホームページやパンフレットの他、自治体のホームページや広報等に掲載されている。 園見学は随時受付し、園の理念や運営方針は、実際の保育場面を見ていただきながらリーフレットを使って伝えている。 園の特色である、英語保育や学習プログラムなどについても、見学時に説明し、質問事項があった場合にはその場で答えるようにしている。 日頃の子育ての不安や入園にあたっての心配事などにも、見学時には丁寧に対応しているが、別途子育て相談会や体験会を実施する中で、保護者のニーズに合わせた対応に努めている。

教育及び保育の開始に当たり、教育及び 18 保育方針や内容等を利用者に説明し、同 意を得ている。

- ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。
- ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。
- ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。
- ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。

(評価コメント)

入園前説明会時には、入園案内・重要事項説明書等を配布し、園の理念や保育方針、年間行事や日課など、園の取り組みや考え方など詳細な説明を行い、説明後には保護者の同意書に署名捺印をいただいている。入園案内にはカラー写真やイラストなどを多く用いて、利用者が視覚的にも分かりやすいように心掛けている。また、食物アレルギーなどを含む子どもの健康管理や給食への対応、災害時の安全対策など、園の利用にあたっての留意事項についても分かりやすく明記している。

保育所等の理念や教育及び保育方針・目 19 標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。

- ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保 育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み 込まれて作成されている。
- ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。
- ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。

(評価コメント)

厚労省で定められている保育所保育指針を軸に、法人の理念や保育目標・子どもの発達過程に配慮した全体的な計画を作成している。また、全体的な計画を基に、家庭や地域環境を踏まえた子どもの背景にある実態を考慮して様々な指導計画を作成し、職員会議にて全職員に周知している。年間カリキュラム、期間計画、月案、週案などの計画・立案には多くの職員が関わることで、全職員が共通認識をもって取り組めるような仕組みを構築している。

全体的な計画に基づき具体的な指導計 20 画が適切に設定され、実践を振り返り改善 に努めている。

- ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。
- ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。
- ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。
- ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。
- ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。

(評価コメント)

全体的な計画を基に、子どもの生活や発達を見通した長期的・短期的な指導計画を作成している。また、0~2歳児に関しては個別計画を作成している。障がい児等に関しても個別計画、個別配慮を明記し、毎月の会議において職員間で共有している。月案では、ねらいを達成するための生活の連続性、季節の変化などの環境構成を考え記載し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込み、実践した内容を必ず振り返ることで、次の計画に改善・反映をさせている。個々の子どもの様子や保護者支援、保育環境についても積極的な検討に取り組んでいる。

- ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願 ー いを受け止めている。
- ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。
- ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されてい
- ■好きな遊びができる場所が用意されている。
- ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。
- ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。

(評価コメント)

子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう日課を設定しているが、子どもが自由に遊べる時間を確保し、子どもの発達に合っ た玩具や、子どもに興味や関心のある玩具を各クラスに用意している。また、園庭にはAIAIオリジナル大型遊具AINI(アイニー)を 設置し、身体を使って遊び込む経験を通して、好奇心・挑戦心・忍耐力・やり抜く力を育むように工夫している。玩具は子どもが自 由に手に取って主体的に遊べるように、子どもの様子や発達に応じて、入れ替え・必要数の調整などを毎月見直している。また、ま まごとコーナーや製作コーナー、絵本コーナー、ブロックコーナーなどを作りながらも、遊びが1つ1つ独立しないように、保育士が 遊びを広げられるように関わっている。

身近な自然や地域社会と関われるような 22 取組みがなされている。

21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。

- ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。
- ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。
- ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常 教育及び保育の中に取り入れている。

(評価コメント)

子どもが身近な自然と関われる環境として、季節の植物を植えて観察している。また、園の近隣には様々な公園が点在しており、散 歩や戸外遊びを多く取り入れ、子ども達が楽しみながら自然と触れ合い、季節をより身近に感じられる機会を作っている。地域社会 との関わりを持てるように散歩に出かけた際は、保育者が率先して近隣の方と挨拶を交わすことで、子どもも自然と挨拶ができてい る。コロナ禍前の例年では、年長クラスは園外遠足に出かけ、公共施設を利用する経験の中でマナーの大切さも伝えている。

23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう 配慮している。

- ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。
- ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士 で解決するように援助している。
- ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。
- ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ■異年齢の子どもの交流が行われている。

(評価コメント)

集団生活を過ごす上で、子どもの協調性や協働性をより良く育むために、遊びや生活の中にルールがあることや自分の気持ちを 調整して友達と折り合いをつける意識が育むような保育に取り組んでいる。子ども同士にトラブルが生じた際には、保育者が双方の 気持ちを代弁したり、幼児においては仲立ちとなって適切な言葉掛けを行った後は、双方が相手の気持ちに気付けるよう、子ども 同士で考えて解決できるように見守ることも大切にしている。また、幼児クラスでは異年齢保育を計画的に行い、0~2歳児クラスと 幼児クラスの交流も行うことで、異年齢間における思いやり心や憧れ心が育む保育に取り組んでいる。

特別な配慮を必要とする子どもの教育及 24 び保育

- ■子ども同士の関わりに対して配慮している。
- ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。
- ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けてい
- ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受け ている。
- ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。

(評価コメント)

特別な配慮を必要とする子どもに対しては、行政や療育機関等と連携し、担任保育士等が指導に立ち合いアドバイスを受け、個別 の指導計画・支援に反映している。また、発達過程を記録し、随時職員会議や昼礼やカンファレンスなどを通して職員間で共有し ている。そして、保護者とも密に連携を取り、必要に応じ面談の時間を持つようにしている。法人では、集団生活よりも個別の環境を 必要とする子どものために、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業の多機能型施設である「AIAI PLUS」を運営している ことから、当該施設と連携した支援についても伝えている。

在園時間の異なる子どもに対して配慮が 25 なされている。

- ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。
- ■担当職員の研修が行われている。■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
- ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。

(評価コメント)

延長保育時間はシフト制による職員配置となるので、全職員が全ての子どもを知っていることや長い時間でも、年齢や体調・疲れの 様子を踏まえながら、必要に応じて子どもが安心して過ごせる環境作りに配慮している。また、玩具や遊び等の提供の他に水分補 給や補食、休息といった配慮にも努めている。保育時間の経過と共に子どもの数に応じてクラスを縮小し一つにしていくなどの流れ であるので、引継ぎ事項は延長保育日誌や伝達事項の用紙に記載し、引き渡しを担当する職員が保護者にその都度伝えている。

家庭及び関係機関との連携が十分図られ 26 ている。

- ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などにつ いて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、 記録されている。
- ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司 に報告されている。
- ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共 有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支える ため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録 などが保育所等から小学校へ送付している。

(評価コメント)

子ども一人ひとりの心身の健やかな成長と発達を支える上で、保護者との連携や家庭生活との連続性が重要と位置づけ、送迎時 には保護者と対面でコミュニケーションを図っている。その他の連絡手段として、連絡アプリやブログを活用しており、クラスの様子 などを写真付きで更新している。コロナ禍前では保護者会、保育参加、保育参観を年に1回以上開催し、クラスの様子や今後の保 育について伝え、保護者同士の交流も持てるようにしている。個人面談は年2回以上行い家庭での様子や保育園での様子を情報 交換している。また、9月と3月にお子さんの成長の様子を記録した「AIAIレポート」で子供が成長していくことの喜びを共有してい る。就学に向けては、近隣の小学校へ散歩に行ったり、行事を行い繋がりが持てるようにている。また就学直前期には、5歳児担任 が年長園児の保育要録を作成し、小学校と連携を図り就学予定小学校に送付している。

子どもの健康状態、発育、発達状態が適 27 切に把握し、健康増進に努めている。

- ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について 把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。
- ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態 を観察し、記録している。
- ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行 い、保護者に対して必要な情報を提供している。
- ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合に は、所長に報告し継続観察を行い記録している。

(評価コメント)

子どもの健康状態、発育、発達状態が把握できるように、嘱託医による内科健診と歯科医による歯科健診を行い、その結果を家庭 と共有することで子どもの健康維持の継続を図っている。健診により気になる点が確認された場合には、保育者が医師から内容を 確認し、保護者に申し送りを行うようにしている。また、毎月身体測定を行い、子どもの発育状況を記録するとともに、必要に応じて 保護者と面談を行い、食生活や運動などへの助言を行うことで、家庭との連携のもと、子どもの健やかな成長を見守る仕組みとして いる。また、それらの情報を基に子ども一人ひとりの発達の記録を作成し、年度末には保護者に一年間の成長の記録を渡し、共に 成長を喜んでいる。その他にも、朝の受け入れ時には視診を行ない、登園時や午睡明けには必ず検温を行い、午睡時のチェック の記録も取っている。

28 いる。

- ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等 に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と 相談し、適切な処置を行っている。
- |感染症、疾病等の対応は適切に行われて|■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、 必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護 者や全職員に連絡し、協力を求めている。
 - ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、 材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。

(評価コメント)

保育中に体調が悪くなった子やケガが発生した際には、子どもの状態に応じ、保護者に連絡をして状況、状態を伝え必要な処置 を行っている。また、事務所の一角に医務スペースを設け、救急用の薬品や材料を常備しているほか、感染の拡大を防止するため に下痢や嘔吐の処理を職員が的確に対応できるようにしている。また、自治体・嘱託医から近隣の感染症の情報収集に努め、感染 症が発生した際には、一斉メールや掲示で保護者に周知し、流行の拡大防止に努めている。1年を通じ水分補給を徹底し、職員、 子どもの手洗い・うがいの励行で感染症の予防に努めている。

29 食育の推進に努めている。

- ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及 び改善に努めている。
- ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人へ
- の感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の 状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応してい
- ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい 注意が行われている。
- ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽し めるように工夫している。

(評価コメント)

食育計画では、子どもの年齢や発達・興味・関心に合わせた体験・経験を通して楽しみながら食への関心を高め、自然の恵みや作 る人に対する感謝の気持ちを育む取り組みに工夫している。例えば、園庭や園敷地の一角に畑や栽培場所を作り、夏野菜の苗植 えから収穫、じゃが芋堀り、やさつま芋堀り、幼児は収穫した野菜類を調理するなどと、苗植えから収穫・調理・食するまでの連続性 ある食育の推進に努めている。また、主に0~1歳児の新入園児には、必ず保護者と連携して未食チェックを行い、子どもの食に対 する情報を共有している。食物アレルギーを持つ子どもは、必ず食物アレルギー診断書を提出することになっており、その診断内 容に基づいて除去対応や代替食の提供をするようにしている。

30 環境及び衛生管理は適切に行われている。

- ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。
- ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の 保健的環境の維持及び向上に努めている。
- ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。

(評価コメント)

常に過ごしやすい環境で保育が行えるように、環境管理についてのマニュアルに従い、各部屋の室温と湿度を確認し、加湿器、空気清浄機、エアコンを使用し快適に過ごせるようにしている。また、現在のコロナ禍においては常時換気を行い、冬季は床暖房を使用して室温調整を行っている。衛生管理は、職員が毎日チェックリストに則って清掃をするほか、保育室・共用部も次亜塩素酸消毒を使用し毎日消毒作業が行われている。子どもたちが使う玩具は、とくに乳児に関しては口に入れても大丈夫なように毎日消毒し、充分な衛生管理を行っている。子どもの手洗いでは30秒の数えを行い、ペーパータオルを使用することで、衛生面を保っている。遊んだ後の手洗い・うがい等に関してもしっかりとした指導もされていて、法人内部監査では、評価A判定を受けている。

31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。

- ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。
- ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。
- ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共 通理解や体制づくりを図っている。
- ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。

(評価コメント)

事故対応マニュアルが整備されており、全職員への周知が図られ、適切な対応が取れるよう取り組んでいる。子どもが怪我や事故をした場合は、怪我の度合いに合わせて軽度事故報告書や事故報告書に状況を記録し、法人本部に提出する他、全職員への周知徹底が行われ、類似案件を未然に防ぐ対策に取り組んでいる。また、ヒヤリハット報告書を毎週最低1回は共有することを園全体の目標に掲げており、設備や園庭遊具の点検は担当者が毎週行い、破損などを発見した際はその都度報告している。の内容を考え散歩に出かける際は、必ず園外散歩記録に記し、横断旗や笛を持って出かけている。不審者への対策として防犯カメラや非常通報装置を設置している他、毎年不審者訓練を行なっている。さらに地域で不審者情報が出た場合は、行政と連携を図るなど必要な対策をとって対応にあたっている。

32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。

- ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。
- ■定期的に避難訓練を実施している。
- ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。
- ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。

(評価コメント)

非常災害時に備えて、年間避難訓練計画と職員の役割分担が作成されていて、毎月避難訓練を実施して避難時の連携強化に努めている。また、年に2回は総合避難訓練を行い、第一避難場所、第二避難所まで実際に全園児で移動している。災害時に必要となる備蓄品に関しては、定期的な確認を行っている。災害時には、混乱を避けるために市川市と連携の上、各家庭への連絡手段として一斉メールや電話で伝達する体制を取っている。また、子どもの安否確認の手段としては、一斉メールやブログを通じて情報が伝達される仕組みとなっており、保護者、職員共に情報共有ができるように工夫されている。

33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。

- ■地域の子育てニーズを把握している。
- ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し 交流の場を提供し促進している。
- ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。
- ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。
- ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。

(評価コメント)

園見学の際に、子育て等に関する育児相談を行っている。地域との関わりでは、日常的に行なっているお散歩では近隣住民の 方々挨拶を交わしたりする他、コロナ禍前では、例年行事等を地域の小学校で行ったり、小学校の見学に出かけたりしている。交 通安全教室を通じて近隣警察との関わりを持ったり、地域の公共施設の利用を通じて社会体験が得られる機会も作っていて、社会 性の基礎や公共のマナーの大切さを伝えるなど、社会体験の中でも交流を拡げる工夫がされている。